

「児童扶養手当」の加算額が変わります

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

平成28年8月から

加算額が、増額されます。

【第2子】月額5千円 → **最大で月額1万円に**
 【第3子以降】月額3千円 → **最大で月額6千円に**

平成29年4月から

物価スライド制を導入します。

物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を、児童扶養手当の加算額にも導入します。

加算額の増額の目的と内容（平成28年8月から）

- ▶ひとり親のご家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に子どもが2人以上いるひとり親のご家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため、第2子の加算額と第3子以降の加算額を**増額**することにしました。
- ▶また、今回は特に経済的に厳しい状況にあるひとり親のご家庭に重点を置いた改善を目的としているため、**それぞれのご家庭の所得に応じて加算額が決定**されます。

児童扶養手当の月額

（平成28年8月から）

子どもが1人の場合	全部支給：42,330円 一部支給：42,320円～9,990円（所得に応じて決定されます）
子ども2人目の加算額	定額5,000円 → 全部支給：10,000円 一部支給：9,990円～5,000円（所得に応じて決定されます）
子ども3人目以降の加算額（1人につき）	定額3,000円 → 全部支給：6,000円 一部支給：5,990円～3,000円（所得に応じて決定されます）

増額の支払月

平成28年8月分から加算額が増額されますが、平成28年8月から同年11月分は、4か月分の児童扶養手当の支給月である**平成28年12月に支払**われます。

物価スライド制の導入（平成29年4月から）

- ▶物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。子どもが1人の場合の手当額には、すでにこの物価スライド制を導入していますが、子どもが2人以上の場合の加算額にも平成29年4月から導入します。

特別児童扶養手当等についてお知らせ

特別児童扶養手当	
対象者	障がい児を監護、養育する父母または養育者に対して支給します。 ※所得が多い場合支給されないことがあります。
支給期間	20歳の誕生日の前月まで
支給金額	お問い合わせ下さい。